

## 楽 譜 管 理 要 領

1. 高松市民吹奏楽団が所有する楽譜を原譜という。
2. 原譜の保管・管理は楽譜係が行う。
3. 原譜の保管場所は、楽団所定の倉庫内とする。
4. 原譜には、高松市民吹奏楽団の所蔵印を押印し、かつ通し番号を記載（朱記）する。

|                    |    |    |
|--------------------|----|----|
| 高 松 市 民<br>吹 奏 楽 団 | ※1 | ※2 |
|--------------------|----|----|

※1. フルスコアは「F」、コンデンススコア「C」を記載（パート譜は空欄）

※2. スコアを 0 番とし、パート譜を 1 番より採番する

5. 原譜は、楽譜係が保存袋に管理番号、購入年月、曲名、作曲者名、編曲者名を記載し、それに収納し保管する。その際、楽譜管理台帳の追記・更新も怠りなく行う。
6. 合奏で原譜を使用するのは試奏の場合のみとし、引き続き使用する場合には、試奏後、楽譜係が楽団所有の複写機もしくはレンタル複写機にて全パートを 1 部ずつ複写し、原譜は倉庫へ保管、複写譜は速やかに各パートリーダーへ配布する。
7. 上記 6 のスコアは引き続き使用する場合のみ、指揮者用として楽譜係が 1 部複写する。
8. 楽譜係は、複写譜 1 枚あたり 10 円にて枚数分の複写経費を各パートリーダーより徴収し、一括して会計係へ受け渡す。
9. 楽譜を借用する場合は、借用先の了解を得た後、楽団指定の借用書を発行する。
10. 借用した楽譜は、楽譜係がスコア、パート譜の全て複写し、上記 4, 5 の要領で原譜を作成する。合奏で使用する場合には、上記 6, 7, 8 の要領による。
11. 所有する原譜を貸出しする場合には、団長、事務局、楽譜係の了解を得るものとし、その際、貸出先より借用書を受け取るものとする。
12. レンタル譜の取り扱いについては、団長、事務局、楽譜係が協議し決定する。
13. 上記以外に関しては、団長、事務局、楽譜係が協議し決定する。